	公告し、かつ、当該管理の委託をした旨並びに受託会社の商号、名称又は氏名及びその本店若しくは主たる事務所又は日本における主たる店舗（第百八十七条第一項第四号に規定する日本における主たる店舗をいう。）を登記しなければならない」とあるのは「公告しなければならない	委託会社」とあるのは「委託業者」と、同条第二項中「委託会社」とあるのは「委託業者」と「本店又は主たる事務所」とあるのは「主たる事務所」と、同条第三項中「商業登記法第十八条、第十九条（申請書の添付書面）及び第四十六条（添付書面の通則）（これらの規定を第六十七条において準用する場合を含む。）」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第三百十七条（添付書面の通則）並びに第三百三十条（商業登記法の準用）において準用する商業登記法第十八条及び第十九条（申請書の添付書面）」と、新保険業法第二百七十二条の三十第二項において準用する新保険業法第百四十七条中「委託会社」とあるのは「委託業者」と、同条第三項中「保険業法第百四十四条第二項」とあるのは「保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五十一号）附則第二条第三項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号）附則第五条第七項の規定により読み替えて適用する同法附則第四条第九項において読み替えて適用する保険業法第二百七十二条の三十第二項において準用する同法第百四十八条第一項」と、「委託会社」とあるのは「委託業者」と、同条第四項中「委託会社」とあるのは「委託業者」と「保険業法第百四十四条第一項」とあるのは「保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五十一号）附則第二条第三項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号）附則第五条第七項の規定により読み替えて適用する同法附則第四条第九項において読み替えて適用する保険業法第二百七十二条の三十第二項において準用する同法第百四十四条第一項
	委託会社及び受託会社」とあるのは「受託会社	委託会社」とあるのは「委託業者」と、新保険業法第二百七十二条の三十第二項において準用する新保険業法第百五十条第一項中「委託会社」とあるのは「委託業者
旧平成十七年改正法附則第四条第十一項	第二項の規定を適用する	第二項（第二号を除く。）の規定を適用する。この場合において、同条第一項中「保険会社等が合併後存続する場合又は保険会社等を合併により設

		立する」とあるのは「移行法人が合併後存続する」と、同条第二項中「次に掲げる基準」とあるのは「第一号及び第三号に掲げる基準」と「どうか」とあるのは「どうか及び合併後存続する移行法人の行う特定保険業（保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号）附則第二条第一項に規定する特定保険業をいう。以下この項において同じ）が当該合併前に当該移行法人の行っていた特定保険業の全部又は一部と実質的に同一のものであるかどうか」と、同項第三号中「保険会社等又は当該合併により設立する保険会社等」とあるのは「移行法人」
旧平成十七年改正法附則第四条第十四項	公告は、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載しなければならない	公告については、保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五十一号）による改正後のこの法律附則第四条第十八項の規定を準用する。この場合において、同項第一号中「第十一項において読み替えて準用する」とあるのは「保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五十一号）附則第二条第三項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前のこの法律（以下この号及び次号において「旧法」という。）附則第五条第八項の規定により読み替えて適用する旧法附則第四条第七項において読み替えて適用する新保険業法第二百七十二条の二十九において準用する」と、同項第二号中「第十一項、第十四項又は前項においてそれぞれ読み替えて準用する新保険業法第百四十条第一項、第百四十六条第一項若しくは第百五十条第一項又は第百五十四条若しくは第百六十六条第一項」とあるのは「旧法附則第五条第八項の規定により読み替えて適用する旧法附則第四条第七項又は第九項においてそれぞれ読み替えて適用する新保険業法第二百七十二条の二十九において準用する新保険業法第百四十条第一項又は新保険業法第二百七十二条の三十第二項において準用する新保険業法第百四十六条第一項若しくは第百五十条第一項」と読み替えるものとする
旧平成十七年改正法附則第八条の見出し	特定保険業者であった保険会社等	移行法人から保険契約の移転を受けた保険会社等
旧平成十七年改正法附則第八条第二項	特定保険業者であった保険会社又は特定保険業者	移行法人
新平成十七年改正法附則第十六条第四項	施行日前又は平成二十二年改正法による改正前の附則第二条第一項の規定により特定保険業を行う間	移行登記をした日前